

成年後見人が判断に迷う 関係者からの連絡・要求 対応のポイント

—被後見人の親族、医療・介護関係者等—

共編 土肥尚子 (弁護士)
三森敏明 (弁護士)
坂井崇徳 (弁護士)
奥田大介 (弁護士)
瀬谷ひろみ (弁護士)
生駒真菜 (弁護士)
小池知子 (弁護士)

は し が き

現行の成年後見制度が2000年に施行されて以来、四半世紀が経過しました。

令和7年末の成年後見制度の利用者は25万9,901人とされています（「成年後見関係事件の概況—令和7年1月～12月—」13頁（最高裁判所事務総局家庭局））。

後見等事件は、本人死亡等により、毎年終了する事件もある一方で、少しずつ利用者が増加しています。利用者で一番多いのは認知症高齢者であり、その数は今後も増加が見込まれます。そのため、成年後見制度の利用者は今後も増えていくものと思われます。

選任された成年後見人等は、民法及び任意後見法で定められた規定、規律や家庭裁判所の運用に沿って、後見等事務を遂行しています。その過程で、本人及びその周りの家族、親族、近隣住民、ケアマネなどの福祉関係者、あるいは銀行等の金融機関など、様々な方々から、様々な意見や質問、要求等を受けることがあります。

それらの要求の中には、正当なものも多くありますが、制度や実情への誤解に基づくもの、後見人が対応できるものではない要求など、様々なものがあります。後見人等としては、対応すべきことなのか、ということから検討が必要です。対応すべきであるとしてもどう対応することがいいのか、対応後に新たな問題が発生しないか、などなど、様々な悩みます。まさに悩みながら、事務遂行しているというのが後見人としての実感です。

本書では、専門職として東京家庭裁判所に名簿提出し成年後見人等の経験のある東京弁護士会所属の弁護士25名にてそれぞれの経験から悩みを出し合って、分担して執筆しました。

第1章は親族からの要求、第2章は医療・介護関係者からの要求、第3章はその他の関係者からの要求と分類し、それぞれにつき検討しています。

民法及び任意後見法の規定や基本的な運用に基づいて事務遂行するわけですが、それだけでは決まらない、対応が難しい様々な要望、要求、要請等への対応を検討しています。

実際の事案は本当に千差万別です。事案によって、本人の意向、希望、生活状況、財産や収支の具体的内容、本人の家族や親族、知人、近所の人などの状況、社会資源などはそれぞれに異なっていて、全て同じ事案はありません。少し状況が違えば、対応が異なることもよくあります。

また、後見事務の遂行上、後見人等には裁量が認められており、その裁量の範囲内であれば、どのように考え、対応するかは、後見人自身が、家庭裁判所に連絡、相談しながら、検討し決めていくものです。人によって結論が異なることも、許されています。

そこから、本書の内容は、悩み多い質問(Q)に対し、考えながら回答(A)を出したというものであり、そういう意味で、あえて言えば、「正解のない回答(A)」となっています。

読者の皆様も、本書の内容をそのまま受け止めるのではなく、どこで悩み、どんな根拠から、回答が出されているのか、後見人がどういう条件の下で考えているのかについても十分に注意をし、自分なりの回答を出して頂きたいと思います。その際に、本書が参考になり、お役に立つことができれば、幸甚です。

成年後見制度は、現在、改正が議論され、大きく変わろうとしています。改正された後には、当然ながら、引用条文を始めとして本書の内容を変更すべきところがたくさんあります。しかし、本人の意思、

意向、希望を尊重しながら、本人と向きあっていくこと、周囲の方々とも本人を中心に関わっていくという姿勢が重要であることは、変わらないことと思います。そうした姿勢を持ち、悩みながら事務遂行をしていくことが最重要であると考えます。

最後に、本書を企画し、原稿のスタイル、スケジュール管理など多大な支援を頂いた新日本法規出版株式会社の皆様に、この場を借りてお礼申し上げます。

2026年4月

編集代表

弁護士 土肥尚子

編集者・執筆者一覧

《編集者》

- 土肥 尚子 (弁護士)
三森 敏明 (弁護士)
坂井 崇徳 (弁護士)
奥田 大介 (弁護士)
瀬谷ひろみ (弁護士)
生駒 真菜 (弁護士)
小池 知子 (弁護士)

《執筆者》 (五十音順)

- 安藤 博規 (弁護士)
井上 順子 (弁護士・社会福祉士)
井村 華子 (弁護士)
大瀧 靖峰 (弁護士・税理士)
大野 友希 (弁護士)
木村 康之 (弁護士)
坂本 千花 (弁護士・社会福祉士・精神保健福祉士)
笹木 禄朗 (弁護士)
曾我 裕介 (弁護士)
高橋 未紗 (弁護士)
野口 敏彦 (弁護士)
野本 雅志 (弁護士)

平河 有里 (弁護士)

松田ひとみ (弁護士)

丸山 智史 (弁護士)

宮田 百枝 (弁護士)

森 徹 (弁護士)

山澤 恭子 (弁護士)

[19] 被後見人の妻から、被後見人名義の土地にアパートを建築したいと頼まれた場合に依ってもよいか？



被後見人は、自宅土地建物とは別に、更地の土地を所有しています。被後見人の妻から、この土地を更地のままにしておくのはもったいないので、被後見人名義の建物を建築し、賃料収入を得てほしいと頼まれました。後見人は、これに依ってもよいでしょうか。

妻が自分の資金で、あるいは妻が借入れをしてアパートを建築するので認めてほしいと依頼した場合はどうでしょうか。



被後見人の土地の上に被後見人名義の建物を建築する場合には、多額の建築費用が発生し、それを上回るだけの賃料収入が得られるのは先のことになり、建築費用を借入れするために抵当権を設定すれば、被後見人が不動産を失う可能性がありますので、建物建築の必要性があるのかどうか慎重な検討が求められます。

妻名義の建物を建築する場合にも、建物建築によって、土地の評価が低下することになりますので、建築の必要性を更に慎重に検討することが必要です。

後見開始前に、被後見人がアパートの建築計画を希望していたり、アパート建築をするために土地を取得していたケースでは、認められる場合もあると考えられます。

解 説

1 被後見人名義のアパート建築

アパートを建築して賃料収入を得ることができれば、被後見人の財

産が増額します（固定資産税も、更地にしておくよりも減額になります。）ので、望ましいように思われます。しかし、建物建築に多額の費用が発生します。後見人は被後見人に対して善管注意義務を負っており（民869・644）、保佐人・補助人も、被保佐人・被補助人に対して善管注意義務を負っています（民876の5②・876の10①・644）ので、建物建築が被後見人等の利益になるかどうか慎重に見極める必要があります。

例えば、被後見人の年齢が比較的高く、建物建築費用を上回る賃料収入を得られることができる時期には、既に、被後見人が死亡している可能性が高いと予想されるような場合には、建築の必要性が認められることはあまりないと考えられます。

逆に、例えば、被後見人が比較的若く、生活費や施設費用等を今後継続的に支払っていくために、建物建築をする必要があると考えられるケースもあります。ただし、建物建築費用を被後見人の預貯金で賄える場合はよいですが、借入れが必要な場合には、慎重にならざるを得ないと思われます。その際には、通常、金融機関からは、土地についての担保提供も求められ、場合によっては土地を失うリスクもあるからです。

ただ、後見開始前、被後見人がアパート建築を望んでおり、その計画が具体化する前に後見が開始してしまったような場合や、そもそもアパート建築をするために、自宅とは別に土地を取得したケースでは、本人の意思を尊重した財産活用として、建築の必要性が認められることもあり得ると思います。

なお、妻から建物建築を求められる背景には、相続税の対策をしたという動機があることもあります。被相続人の土地上に建物を建築することによって土地の評価を下げ、被後見人の資産を建築費用として使用することによって、課税財産額を減少させることが相続税対策になり得ます。被後見人としても、相続人らのために節税対策を行う

ことを望んでいることもあり、一切認められないとまでは断定できませんが、被後見人の財産を大幅に減少させることまでは認められないでしょう。

仮に、アパート建築の必要性や相当性があると認められる場合でも、建築代金や賃料が金額的に相当であるかどうかの判断も必要となります。

被後見人の土地（更地）に、被後見人名義の建物を建築する場合には、理論上は、家庭裁判所の許可（民859の3）が必要な場合には該当しないと考えられます（アパート建築の直前まで、被後見人が、本件土地上に居住の用に供する建物を建てて使用していた場合には、その建物の取壊しについて、居住用不動産の処分として許可が必要とされます。）。しかし、被後見人の財産状況に大きな変動をもたらしますので、最低限、家庭裁判所に連絡票を提出し、アパート建築の必要性と相当性について裁判所の意見を求めておいた方がよいでしょう。

2 妻名義のアパートの建築

妻が自分の資金でアパートを建築するので認めてほしいと依頼した場合には、建築費用の負担の問題にはなりません、被後見人の土地の上に妻名義の建物の建築を認めることとなりますので、その点の注意が必要です。このような場合の土地と建物の法律関係は、使用貸借であると考えられる場合が多いと思います。この場合、土地の固定資産税を使用貸借に基づく必要費（民595①）として妻に負担させることはできるでしょう。ただ、土地の使用借権を成立させたことによって、土地の評価が低下してしまいます。仮に、妻から、被後見人名義の土地の使用料の対価を支払うとの申出があり、賃貸借契約を締結することになるとすると、被後見人は土地の賃料を取得できますが、借地権を設定したことによって土地の評価が下がりますし、その低下分は、

(相続に関する要求)

[22] 被後見人の介護をすることを理由に相続分の譲渡や相続放棄を求められた場合はどのように対応すればよいのか？



被後見人の母親が亡くなり、被後見人と、姪2人(被後見人の兄の子)と、被後見人の弟が、相続人となりました。

姪のうちの一人は、被後見人のために買い物や食事の用意を手伝ってくれており、とても助かっているのですが、その姪が「これまでこんなに被後見人の世話をしてきたし、今後も私が世話をするのだから、祖母(被後見人の母)の相続に関する権利は私に譲ってほしい。そうでなければ相続を放棄してほしい。」などと言ってきました。

姪の支援が受けられなくなったら困るのは確かなのですが、後見人としてどのように対応すればよいのでしょうか。



成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人(以下では合わせて「後見人等」といいます。)が、成年被後見人・被保佐人・被補助人・任意後見の委任者(以下では合わせて「本人」といいます。)が相続人となる相続に関与する場合、善管注意義務に基づき、原則として、法定相続分(遺言があり本人の遺留分が侵害されている場合には遺留分)を確保する必要があります。

法定相続分(又は遺留分)を確保しなくても本人の利益が害されていないといえる例外的な場合もあり得ますが、親族による介

護が将来も続くことを期待して相続分譲渡又は相続放棄をすることは、後見人等としての善管注意義務違反になると考えられます。

解 説

1 相続分の譲渡と相続放棄

相続に際し、特定の相続人に遺産を集中させる方法として、相続分の譲渡と相続放棄が考えられます。

相続分の譲渡とは、相続人が、特定の者に対し、自身の相続分を譲渡することです。譲渡人と譲受人の二者間の契約ですので、遺産分割協議のように相続人全員が関与する必要はありません。

相続放棄とは、家庭裁判所に対して相続放棄をする旨の申述をする手続ですが(民938)、原則として自己のために相続が開始したことを知った時から(相続人が被後見人であるときは、後見人が被後見人のために相続が開始したことを知った時から)3か月以内にする必要があります(民915①・917)。相続放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなされます(民939)。なお、相続放棄ができる期間を過ぎたとしても、他の相続人に対し、当該相続において相続分を主張しない(相続分を放棄する)意思表示をすることはできますが、前記の家庭裁判所における相続放棄手続とは異なり、債権者に対して対抗することはできません。相続放棄又は相続分の放棄がされた場合、他の相続人らが、当該放棄をした相続人の相続分を法定相続分又は指定相続分に依じて取得することになります。

本設問の例において、仮に被後見人が当該姪の要求に応じる場合、相続分の譲渡を選択すると被後見人の相続分は当該姪のみに取得されますが、相続放棄又は相続分の放棄を選択すると被後見人の相続分は他の相続人全員にその相続分に依じて取得されることとなります。そ

ここで、当該姪が他の相続人との差別化を望んでいる場合には、相続分の譲渡をより強く希望することになるでしょう。

2 後見人等の相続分譲渡又は相続放棄への関与

成年後見人は、成年被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について被後見人を代表します（民859①）。成年後見人は、成年被後見人が相続人となる相続についての承認・放棄や遺産分割を、法定代理人として行うことになります。

保佐人には、贈与、相続の承認・放棄又は遺産分割、遺贈放棄等についての同意権があります（民13①）。補助人にも、家庭裁判所の審判により、民法13条1項に規定する行為の一部についての同意権を付与することができます（民15②③・17①）。また、保佐人と補助人には、代理権付与の審判がされた特定の法律行為についての代理権があります（民876の4①・876の9①）。

任意後見人には、任意後見契約で定めた委任事項についての代理権があります。

3 後見人等の身上配慮義務及び善管注意義務

成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければなりません（民858）。民法858条は、成年後見人が負うべき善管注意義務の内容（民869・644）を敷衍し、かつ、明確にしたものと位置づけられています。保佐人が保佐の事務を行う際、補助人が補助の事務を行う際も、同様です（民876の5①・876の10①）。なお、任意後見人にも、同様の義務があります（任意後見6）。

他方で、成年後見人・保佐人・補助人には、別途、善管注意義務に

[38] 親族がいない成年被後見人の緊急手術や予防接種について意思決定することが困難である場合に、成年後見人が医療同意することの可否は？



成年被後見人について、緊急的手術が必要になりましたが、本人は意思決定することが困難で、親族もいません。この場合、成年後見人として、医療行為に同意することはできますか。身体侵襲を伴う検査や、予防接種の場合はどうでしょうか。



成年後見人には、医療同意権はないと考えられています。

成年被後見人であっても、本人が意思を表明できる場合には、本人の意思を確認することが原則になります。本人の意思が確認できない場合に、成年後見人が医療同意をすることはできませんが、医師に本人の情報を提供したり、治療内容の説明を受けて、それが適切か否か確認する役割を担います。

予防接種については、成年後見人が予防接種について同意をすることが可能です(予防接種法2⑦、予防接種実施規則5の2)が、家族や医療チームと相談の上、決める必要があります。

解説

1 成年後見人の医療同意権

成年後見人の権限は「財産に関する法律行為について被後見人を代表する」こと(民859①)ですので、現行法上、成年後見人には医療同意権はないと解釈されています([37]参照)。しかし、成年後見人には、

診療契約や入院契約を締結し、診療報酬の支払をする権限（民859①）はあります。また身上配慮義務（民858）の一環としても、医療機関に対して、本人の既往歴等の情報を提供したり、医療機関から治療内容の説明を受け、治療が適切に行われているか確認する必要があります。

2 緊急手術や、身体の侵襲を伴う検査等の場合

（1）本人の意思が確認できる場合

治療行為は患者に対する医的侵襲を伴うため、その違法性阻却事由として本人同意が必要とされています（〔37〕参照）。そのため、本人が意思を表明できる場合には、本人の意思を確認することが原則になります。この場合の同意能力は、法律行為の意思能力（民3の2）と同じ基準ではなく、医療行為の意味や、どのような治療効果が生じるか理解できる能力で足りると考えられています。

患者が被後見人であっても、医療行為に同意する能力がある場合には、分かりやすく本人に説明し、本人の意向を確認しましょう。

（2）本人の意思が確認できない場合

ア 家族がいる場合

本人が、同意能力を欠く場合には、医療の現場では、家族の同意を得て医療行為を実施する運用がなされています。

裁判例では、「診療契約上、医師は、患者に対し、当該患者の病状や今後の治療方針について当該患者（その者に判断能力がなければそれを補完すべき者）が十分理解でき、かつそのような治療を受けるかどうかを決定することができるだけの情報を提供する義務を負っている」とされています（東京地判平8・6・21判時1590・90）。また、交通事故のため意識清明ではない患者の開頭手術の事例で、「一般的に、患者の手術が必要であると判断されたときには、まず患者の家族に対し、病状、検査結果、手術をした場合としない場合にそれぞれ予想される

今後の経過、手術に伴う合併症等について説明をし、同意を得ることが必要」とされています（高松高判平17・5・17医療判例解説6・79）。

もっとも、家族に同意を求める法的根拠については、明確に示されておらず、家族であっても、当然に医療行為の同意権があるわけではない点は、注意が必要です。

考え方の一つとして、家族は、本人が何を望むか、本人にとって何が最善か、本人の意思を最もよく知っている者として、話し合いに参加することが期待されているため、家族から同意を得るプロセスを経なければならないと考えられます（例えば、「プロセスガイドライン」参照）。

この「プロセスガイドライン」の内容を理解しておくといでしょう。

「プロセスガイドライン」によれば、本人の意思が確認できない場合には、本人の意思を推定して、その推定意思を尊重する必要があります。本人の推定意思を把握するために、家族が重要な役割を果たします。

さらに、「プロセスガイドライン」によれば、家族がいても本人の推定意思が分からない場合には、最終的には本人にとって「最善の方針」を医療・ケアチームで慎重に検討することとされています。家族は、本人に代わる者として話し合いに参加します。この話し合いは、1回で終わるのではなく、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、繰り返し行うことになります。

イ 家族がいない場合

本設問の事例では、成年被後見人に親族がいません。本人の意思が確認できない場合でも、成年後見人が、被後見人に代理して医療行為に同意する権限はないのが原則です。緊急の手術や検査を要するような場合において、同意が得られないために必要な医療行為を行うこと

[71] 財産管理者が、キャッシュカードによる払戻しを止めるよう要請したが、銀行が拒否する場合はどうすればよいか？



Aさんは81歳で一人暮らしの男性ですが、近所に住む甥が毎日のように訪れ、AさんのC銀行のカードを預かっては、日常生活には不要な多額の金銭を下ろして持ち去っています。心配した近所の人々が地域包括支援センターに相談し、首長により、Aさんの後見開始審判申立てとともに財産管理者選任申立てもなされ、B弁護士が財産管理者に選任されました。

B弁護士はC銀行の支店を訪問し、自身が財産管理者に選任されていることを伝え、キャッシュカードによる払戻しを止めることを要求しました。ところがC銀行は、それはできないと拒否しています。

財産管理者B弁護士はどうすべきでしょうか。



Aさんのカードによる払戻しは甥によるものであり、Aさんの生活には使われていないこと、今後、後見が開始され後見人が選任される見込みであること、Aさん自身は、判断能力を「欠く常況」にあることなどの事情を伝え、粘り強く交渉すべきです。

そうした事実を伝えておくことで、たとえすぐにはカードによる払戻しが止まらないとしても、後日、銀行の責任を追及できる可能性が高くなります。

解 説

1 財産管理者とは

後見等開始審判申立てにより審判がなされ、さらにそれが確定するまでには、一定の時間がかかります。

現在、後見等開始審判を申し立てた場合、審理期間が2か月以内である場合が71.1%、4か月以内である場合が約93.8%です（最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況一令和7年1月～12月」）。このように2か月以内にはほとんどの事件で審判がなされます。

ただ本設問では、甥が毎日のようにカードによる払戻しを行っているとのことであり、開始審判さらにはその確定まで待っていると、被害が拡大してしまいます。こうした場合に申し立てられるのが、財産管理者選任の審判です。なお、同申立ては、単独で申し立てることはできず、必ず本案である後見等開始審判事件と同時、あるいは本案申立て後に申し立てることが必要です。

2 選任された財産管理者の権限

財産管理者は、後見等開始審判が「効力を生ずるまでの間」（家事126①・134①で保佐に準用・143①で補助に準用）、「原則として、民法103条所定の範囲内で代理権を有する法定代理人の一種です」（東京家裁後見問題研究会編「後見の実務」別冊判例タイムズ36号63頁（2013））。

民法103条所定の範囲とは、管理行為を意味します。売買契約や賃貸借契約の設定、遺産分割などの処分行為を行う必要がある場合には、家庭裁判所に権限外行為としての許可を得る必要があります。

預金の払戻しについては、処分行為とは考えられておらず「保存行為の一種」（東京家裁後見問題研究会・前掲63頁）とされています。それゆえ、本設問で財産管理者に選任されたB弁護士は、Aさんの預金を管

理し、生活費等のため、預金を払い戻す権限も認められます。銀行が、財産管理者による預金払戻しを認めない場合には、便宜上、家庭裁判所に権限外行為許可審判を申し立て、審判を得て払戻し等を認めさせることも可能です。

3 本人の財産管理権との関係

財産管理者が選任されても、本人であるAさんの財産管理権には影響がなく、その権限が失われるわけではありません。そのため、C銀行としてはAさんが、自身の財産管理権に基づき甥に依頼している可能性が否定できず、また、Aさん自身がカードを利用している可能性などを危惧して、カードによる払戻しを止めることを拒否していると推測されます。

しかしながら、本設問では、甥がAさんの判断能力の困難性につけこみ、勝手にカードにより払戻しを行い、それにより本人の預金が出しているという事態です。

4 後見命令等の検討

こうした場合には、後見命令の申立ても検討することとなります。後見命令とは、保全処分の一つであり「成年被後見人となるべき者の財産の保全のため特に必要があるとき」に認められます（家事126②）。保佐においては保佐命令（家事134②）、補助においては補助命令（家事143②）があります。

後見命令が発せられると、本人がした財産上の行為（ただし、日常生活に関する行為は除きます。）につき、本人及び財産の管理者は取り消すことができることとなります（家事126⑦）。

保佐命令が発せられると、本人の財産上の行為のうち、財産の管理者の同意を得ないでなした民法13条1項に定める行為について、本人



新日本法規